

佐伯市議会業務継続計画 (B C P)

令和6年12月策定

佐伯市議会

-目次-

第1	策定の目的	4
第2	議会BCPの発動等	5
第3	議会関係施設の状況確認	7
第4	災害等発生時における議会運営	9
1	議会運営の停止基準	9
2	ケース別の本会議及び委員会開会可否判断	9
第5	感染症等を原因とする議会BCPの扱い	17
1	考え方	17
2	対応	17
第6	テロ等犯罪事案を原因とする議会BCPの扱い	17
1	考え方	17
2	対応	17
第7	計画の運用	18
1	議会BCPの見直し	18
2	見直し体制	18

第 1 策定の目的

佐伯市では、今後 30 年以内の発生確率が 70 から 80%とされる南海トラフ地震による被害が危惧される中、台風や集中豪雨等による自然災害も多発している。

こうした状況を踏まえ、大規模災害等が発生した場合においても、佐伯市議会として二元代表制の趣旨にのっとり、議事機関としての役割¹が果たせるよう必要な行動や議会運営を示すものである。

なお、佐伯市議会としての災害対応(被災状況等の調査、市の災害対策本部との連絡・調整など)及び安否確認については、別で定める「佐伯市議会災害対策会議設置規程」及び「佐伯市議会災害時行動マニュアル」によることとする。

¹ 地方自治法第 113 条第 1 項により、会議開催には「定数の半数以上の議員が出席」することが必要。「定数の半数以上の議員が出席」が見込めない場合は、地方自治法第 179 条第 1 項により、市長の判断で専決処分が可能。

第2 議会BCPの発動等

議会BCPの発動及び解除は次のとおりとする。

- 1 佐伯市議会災害対策会議（「以下「議会対策会議」という。）が設置された場合に発動し、解散された場合に解除する。
- 2 その他、議長が必要と認める場合

（参考：佐伯市議会災害対策会議設置規程）

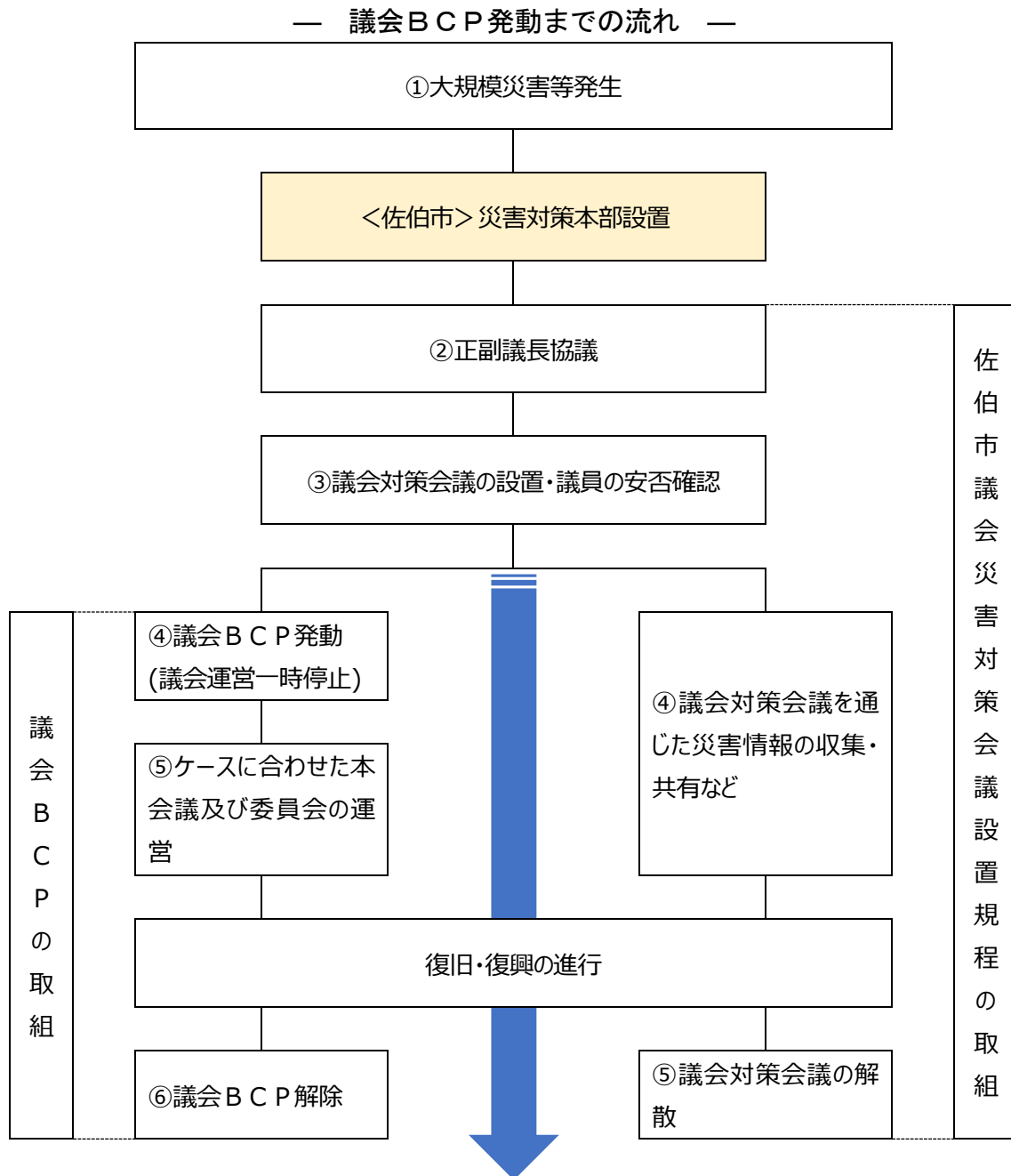
第2条 議長は、佐伯市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により佐伯市に設置される佐伯市災害対策本部をいう。以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力することが必要であると認めるときは、副議長と協議の上、議会対策会議を設置することができる。

2 議長は、議会対策会議の設置目的を達成したと認めるときは、副議長と協議の上、これを解散する。

（参考：佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、本部を設置する。

一般災害・ 風水害	(1) 大分地方気象台が、佐伯市に気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定する気象警報、高潮警報又は洪水警報(以下「警報」という。)を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大分地方気象台が、佐伯市に気象業務法施行令第5条に規定する気象特別警報又は高潮特別警報を発表したとき。
地震・津波	(3) 福岡管区気象台が市内で震度5強以上を観測し、発表したとき。 (4) 福岡管区気象台が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に気象業務法施行令第5条に規定する津波特別警報(以下「大津波警報」という。)を発表したとき。
その他の自然災害	(5) その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
火事等	(6) 海上事故、航空機事故、列車事故又は爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
原子力災害	(7) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項に規定する通報事象が発生し、佐伯市内に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。
その他	(8) 災害救助法を適用するとき。 (9) その他市長が特に必要と認めたとき。



※本BCP及び「佐伯市議会災害対策会議設置規程」「佐伯市議会災害時行動マニュアル」を基に作成。

※③の安否確認以前に、議員が自主的に安否を報告することを妨げるものではない。

第3 議会関係施設の状況確認

議会BCPが発動された場合において、議会事務局職員は「議会関係施設・設備点検表」により、被災状況を確認する。

議会関係施設・設備点検表

No.	施設・設備名	使用 可	使用 不可	使用不可の場合の対応	備考
1	議場	☐	☐	○代替施設を検討	
2	議場放送設備・映像放映設備	☐	☐	○委託業者へ連絡 ○ICレコーダ等代替機器を使用 ○配信を休止して会議実施※	※生放送の場合
3	インターネット配信システム	☐	☐	○委託業者へ連絡	
4	第1委員会室	☐	☐	○代替施設を検討	
5	第1委員会室録音・映像機器	☐	☐	○委託業者へ連絡 ○ICレコーダ等代替機器を使用	
6	第2委員会室	☐	☐	○代替施設を検討	
7	第2委員会室録音・映像機器	☐	☐	○委託業者へ連絡 ○ICレコーダ等代替機器を使用	
8	大会議室	☐	☐	○代替施設を検討	
9	大会議室録音・映像機器	☐	☐	○委託業者へ連絡 ○ICレコーダ等代替機器を使用	
10	会議録検索システム	☐	☐	○委託業者へ連絡	
11	議長室	☐	☐	○代替施設を検討	
12	副議長室	☐	☐		
13	議会図書室	☐	☐	○利用休止	
14	議会広報室	☐	☐		
15	会派室1(志高会)	☐	☐	○代替施設を検討	
16	会派室2(至誠会)	☐	☐		
17	会派室3(さいき会)	☐	☐		
18	会派室4(彗星会)	☐	☐		
19	会派室5(佐伯を元気にする会)	☐	☐		
20	会派室6(新生会)	☐	☐		
21	会派室7(公明党)	☐	☐		
22	会派室8(無会派)	☐	☐		
23	議会事務局執務室	☐	☐		

24	電話	☐	☐	○代替策を検討	
25	F A X	☐	☐		
26	電子メール	☐	☐		
27	タブレット端末	☐	☐		
28	議会事務局業務用パソコン	☐	☐		

第4 災害発生時における議会運営

1 議会運営の停止基準

議会BCPの対象となる災害等が発生し、市内において甚大な被害が発生または予測される場合は、自動的に議会運営を一時停止する。その後、被害状況を確認し、再開等について議会運営委員会等で協議するものとする。

2 ケース別の本会議及び委員会開会可否判断

ケース	災害等発生時期
①	告示前(招集予定日のおおむね2週間～1週間前)
②	告示後～招集日当日
③	招集日当日後～代表・一般質問、質疑当日～委員会付託当日
④	委員会付託後～最終日前日
⑤	委員会当日
⑥	最終日当日

(1) ケース①：告示前(招集予定日のおおむね2週間～1週間前)

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長)	○情報収集
初動期	2	市議会(議長)	○議会運営委員会開会の可否
経過後	3	1	議会運営委員会を開会
※初動期：災害発生からおおむね24時間経過まで 経過後：通常機能回復まで			○状況報告 1 本会議を開会できる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 定例会開会の可否 (2) 開会日の変更の要否(結果により市長へ要請) (3) 会期について、閉会日を早めることまたは延長すること (4) 上程議案の取扱いに関すること (5) 代表・一般質問の取扱いに関すること 2 現議員数が定足数に満たない場合 ○定例会は招集されない。 ○市長の判断で専決処分が可能。 (地方自治法第179条第1項)
			○正副議長と議会運営委員会正副委員長が協議して、上記事項について判断する。
	2	議会運営委員会を開会できない場合	○必要に応じて、議会对策会議を開会。
	その他	市議会(議長)	

(2) ケース②：告示後～招集日当日

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長) ※招集日当日等	○自動的に議会運営を一時停止する。
	2	市議会(議長)	○情報収集
初動期 経過後	3	市議会(議長)	○議会運営委員会開会の可否
	4	1 議会運営委員会を開会	○状況報告
			1 本会議を開会できる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 開会日の変更の要否(結果により市長へ要請) ※変更にあたっては、変更後の開会の日及び変更の理由の告示が必要 (2) 会期について、閉会日を早めることまたは延長すること (3) 上程議案の取扱いに関する事 (4) 委員会審査の取扱いに関する事 ○省略し、採決することの検討 ○開催方法(オンライン開催)の検討 (5) 代表・一般質問の取扱いに関する事 (6) その日の会議について、終了を早めることまたは延長すること
			2 現議員数が定足数に満たない場合 ○定例会は招集されない。 ○市長の判断で専決処分が可能。 (地方自治法第 179 条第 1 項)
			3 招集日に開会されない場合 ○流会となるが、定例会の回数として数える。 ○継続審査、調査事件は廃案となる。
	2	議会運営委員会を開会できない場合	○正副議長と議会運営委員会正副委員長が協議して、上記事項について判断する。
	その他	市議会(議長)	○必要に応じて、議会对策会議を開会。

(3) ケース③：招集日当日後～代表・一般質問、質疑当日～委員会付託当日

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長) ※招集日当日等	○自動的に議会運営を一時停止する。
	2	市議会(議長)	○情報収集
初動期 経過後	3	市議会(議長)	○議会運営委員会開会の可否
	4	1	議会運営委員会を開会 ○状況報告 1 会期中に本会議が開会(再開)できると見込まれる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 会期について、閉会日を早めることまたは延長すること (2) 上程議案の取扱いに関すること (3) 委員会審査の取扱いに関すること ○省略し、採決することの検討 ○開催方法(オンライン開催)の検討 (4) 代表・一般質問の取扱いに関すること (5) その日の会議について、終了を早めることまたは延長すること
			2 本会議が開会(再開)できない場合 ○開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で自然閉会となる。上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。 ○自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。
	2	議会運営委員会を開会できない場合	○正副議長と議会運営委員会正副委員長が協議して、上記事項について判断する。
	その他	市議会(議長)	○必要に応じて、議会对策会議を開会。

(4) ケース4：委員会付託後～最終日前日(ケース5を除く)

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長)	○自動的に議会運営を一時停止する。
	2	市議会(議長)	○情報収集
初動期 経過後	3	市議会(議長)	○議会運営委員会開会の可否
	4	1 議会運営委員会を開会	○状況報告 1 会期中に本会議が開会(再開)できると見込まれる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 会期について、閉会日を早めることまたは延長すること (2) 上程議案の取扱いに関する事 (3) 委員会審査の取扱いに関する事 ○開会日を変更すること ○開会時間を変更すること ○委員会審査が予定の時間で終了しなかった場合、本会議を再開し、採決(この場合、まず委員会に未審査または審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し、審査期限経過後、本会議において直接審議する)するか、閉会中の継続審査とすること (4) その日の会議について、終了を早めることまたは延長すること
			2 本会議が開会(再開)できない場合 ○開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で自然閉会となる。上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。 ○自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。
	2	議会運営委員会を開会できない場合	○正副議長と議会運営委員会正副委員長が協議して、上記事項について判断する。
	その他	市議会(議長)	○必要に応じて、議会対策会議を開会。

(5) ケース5：委員会当日

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長、委員長)	○自動的に議会運営を一時停止する。
	2	市議会(議長)	○情報収集
初動期 経過後	3	市議会(議長、副議長)、各委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長	○状況報告
	1		1 委員会を開会(再開)できる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 開会日を変更すること (2) 開会時間を変更すること (3) 開催方法に関する事(オンライン開催の検討)
			2 委員会を開会(再開)できない場合 ○未審査または審査途中である旨を委員長(委員長に事故あるときは副委員長。副委員長に事故あるときは委員)から議長に報告する。
	その他	市議会(議長)	○必要に応じて、議会对策会議を開会。

(6) ケース6：最終日当日

状況	手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
初動期	1	市議会(議長)	○自動的に議会運営を一時停止する。
	2	市議会(議長)	○情報収集
初動期 経過後	3	1 議会運営委員会を開会	○状況報告
			1 本会議が開会(再開)できる場合 必要に応じて次の事項を検討する。 (1) 本会議を開会(再開)し、採決または、 閉会中の委員会継続審査とすること (2) 会期について延長すること (3) その日の会議を早めること、または延長 すること
			2 本会議が開会(再開)できない場合 ○開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で自然閉会となる。上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。 ○自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。
	2	議会運営委員会を開会できない場合	○正副議長と議会運営委員会正副委員長が協議して、上記事項について判断する。
	その他	市議会(議長)	○必要に応じて、議会対策会議を開会。

災害等発生時における議会運営ケース別一覧

ケース	災害発生時期	初動期	初動期経過後		
			議会運営委員会	本会議等開催可否	
1	告示前 ※招集予定日の おおむね 2 ～ 1 週間前	情報収集	開会不可能な場 合は、正副議長、 議運正副委員長 判断	開会 (開会日、会期変更)	
				招集されない (現議員数が定足数に満たない)	
2	告示後 ～招集日当日	開会 (開会日、会期変更)			
		招集されない (現議員数が定足数に満たない)			
		開会されない ⇒流会			
		3		招集日当日後～ 代表・一般質問、 質疑当日～委員 会付託当日	継続
					開会できない
		4		委員会付託後～ 最終日前日	継続
開会できない					
5	委員会当日	開会不可能な場 合は、正副委員 長、正副議長、 議運正副委員長 判断		継続	
		開会できない			
6	最終日当日	開会不可能な場 合は、正副議長、 議運正副委員長 判断	継続		
			開会できない		

災害等発生時における議会運営ケース別一覧(続き)

ケース	初動期経過後(続き)		
	代表・一般質問	委員会(必要に応じてオンライン開催の検討)	市長の専決処分
1	状況判断 (取り止め)	①付託 ②付託省略⇒本会議(質疑、討論・採決)	
			市長判断で専決処分可能
2	状況判断 (取り止め)	①付託 ②付託省略⇒本会議(質疑、討論・採決)	市長判断で専決処分可能
			市長判断で専決処分可能
3	状況判断 (取り止め)	①付託 ②付託省略⇒本会議(質疑、討論・採決)	会期中の議決により閉会あり
			自然閉会后、専決処分可能
4		①開会(日時の変更) ②未審査・審査途中(中間報告)⇒本会議(質疑、討論・採決)または継続審査	会期中の議決により閉会あり
		未審査または審査途中である旨を、委員長から議長へ報告する。	自然閉会后、専決処分可能
5		①開会日時の変更 ②開会	
		未審査または審査途中である旨を、委員長から議長へ報告する。	
6		実施	本会議で議了閉会
			自然閉会后、専決処分可能

第5 感染症等を原因とする議会BCPの扱い

1 考え方

感染症等を原因とする議会BCPの基本的な取扱いは、自然災害時の議会運営と同様である。

感染症等の場合、施設等の損壊は想定されないが、感染症の拡大により登庁停止等となる議員が多数出て定足数を満たさない場合や、感染拡大防止のため傍聴等に対して対応が必要となる場合が予想される。そのため、それぞれの感染症において示される関係機関からのガイドライン等に基づき、基本的な取扱いに加え必要な対処をしていくこととなる。

2 対応

基本的には、「4 災害等発生時における議会運営」に基づいて対応することとなるが、ガイドライン等により感染症特有の対応が必要となる場合には、そのガイドライン等に基づき必要な措置を行うこととする。

なお、状況報告に当たっては、「様式2 議員・職員状況確認票(感染症)」(ページ)に基づき、タブレット端末やメール、FAX等可能な方法により議会事務局へ連絡する。

第6 テロ等犯罪事案を原因とする議会BCPの扱い

1 考え方

テロ等犯罪事案を原因とする議会BCPの基本的な取扱いも、自然災害時の議会運営と同様である。

2 対応

基本的には自然災害等と同様であるが、捜査機関等の情報を収集し、社会情勢を踏まえて対応する。

第7 計画の運用

1 議会BCPの見直し

議会BCPに関して新たに発見された課題等については、適切に反映することで内容をレベルアップしていく必要がある。また、実施すべき内容や手順などに変更が生じた場合においても、それらを議会BCPに反映させていく必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に見直しを行うものとする。

2 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会改革推進委員会にて行うものとする。

3 防災訓練の実施

災害時等における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、また、防災意識の向上を図るため、議会BCPを踏まえた訓練または研修会を毎年1回は実施するものとする。